

酒税法の一部改正に伴う構造改革特別区域法の酒税法特例の適用範囲の変更
平成30年4月1日施行（黄色部分が特例の対象）

法改正前

法改正後

果実酒

- ① 果実又は果実・水を原料として発酵させたもの
- ② 果実又は果実・水に糖類を加えて発酵させたもの
- ③ ①②に糖類を加えて発酵させたもの

④ ①～③にブランデー等又は糖類等を加えたもの

- ① 果実又は果実・水を原料として発酵させたもの
- ② 果実又は果実・水に糖類を加えて発酵させたもの
- ③ ①②に糖類を加えて発酵させたもの

④ ①～③にブランデー等又は糖類等を加えたもの

果実酒

甘味果実酒

果実酒にオークチップを浸してその成分を浸出させたもの

果実酒の範囲拡大

⑤ ①～④にオークチップを浸してその成分を浸出させたもの

甘味果実酒

①～③の果実酒にオークチップを浸したのもも果実酒となる
→ 特例の対象拡大

④の果実酒(特例の対象外)にオークチップを浸したのもも果実酒となる
→ 特例の対象外

特例の適用範囲は、従来の枠組みを維持しつつ、拡大